

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
東金市心配ごと相談所設置規程

(目的)

第1条 住民の生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言と指導を行い、福祉の向上を図るため、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に東金市心配ごと相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(相談員)

第2条 相談所に次の相談員を置く。

- (1) 相談所長 1名
- (2) 常任相談員 1名
- (3) 一般相談員 若干名

2 相談員は、民生（児童）委員地区会長または学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 会長は、相談員の中から相談所長及び常任相談員を選任する。

4 相談所長は常任相談員を兼ねることができる。

5 相談所長は、所務を掌理する。

(任期)

第3条 相談員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。なお、補欠による相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談費用)

第4条 相談に要する費用は一切無料とする。

(守秘義務)

第5条 相談員は、その職務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(運営委員会)

第6条 相談所の適正な運営を図るため、本会に心配ごと相談所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

2 運営委員会の委員は、本会理事をもってこれにあてる。

3 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

(広報)

第7条 相談所の事業内容を広く住民に周知させるため、本会並びに東金市広報紙、その他有効適切な方法により、広報活動を行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、相談所の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和57年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

ただし、平成17年12月1日付で委嘱する相談員の任期は2年とする。